

葛城市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年8月
(令和3年7月一部改正)
(令和4年4月一部改正)

葛城市通学路安全合同会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年7月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、この度、関係機関の連携体制を構築し、「葛城市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全を図っていきます。

2. 通学路安全合同会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全合同会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- | | |
|----------------------|----------------|
| ①葛城市長 | ⑨奈良県高田警察署交通課 |
| ②葛城市教育長 | ⑩奈良県高田警察署生活安全課 |
| ③葛城市教育部（学校教育課・教育総務課） | ⑪葛城市PTA協議会代表 |
| ④葛城市都市整備部建設課 | ⑫葛城市内各小学校長 |
| ⑤葛城市総務部生活安全課 | ⑬葛城市内各中学校長 |
| ⑥国土交通省奈良国道事務所管理第二課 | |
| ⑦国土交通省奈良国道事務所橿原維持出張所 | |
| ⑧奈良県高田土木事務所 | |

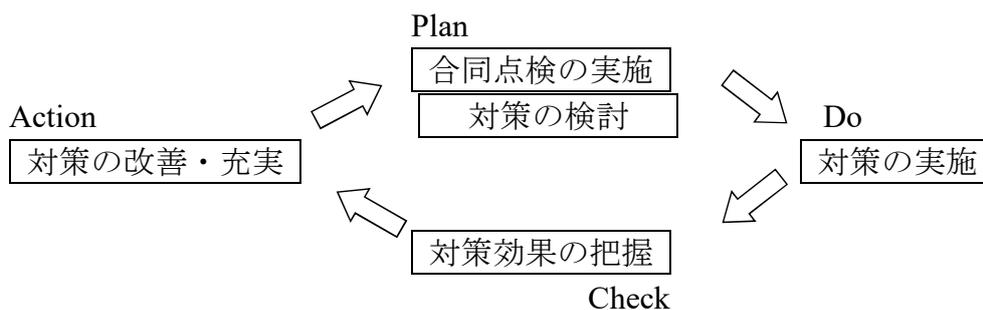
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な点検

◆ 点検の実施時期等

- 毎年7月までに、各小・中学校とPTA協力のもと通学路で危険箇所と思われる場所を調査検討し、葛城市教育部学校教育課に報告願います。
- 報告に先立ち、必ず地元区長様にお声がけいただくものとします。
- 第1回葛城市通学路安全合同会議において各学校から報告いただくとともに重点課題を設定し、点検の計画を立案して、8月以降に各関係機関で点検を実施します。

◆ 点検の体制

- 小・中学校ごとに報告された点検箇所を、第2回葛城市通学路安全合同会議までに、各関係機関による点検を実施します。

(3) 対策の検討

各関係機関による点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、第2回葛城市通学路安全合同会議において、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、

- 児童・生徒や保護者に対する聞き取りやアンケート
- 現地視察

など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

小・中学校区ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、小・中学校区ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、関係者に公表します。